

重 点 事 项

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は引き続き重要な課題である。

現状を見ると、労働環境の厳しさ等により、

- ① 福祉・介護の現場では、従事者の離職率が高い
- ② 介護福祉士・社会福祉士の養成施設では、著しい定員割れが生じている
- ③ 介護福祉士等の資格を有しながら、この分野で働いていない者が多数存在している

などの課題がある一方、厳しい雇用情勢の下、福祉・介護分野における雇用吸収への期待も高まっている。

平成19年8月に見直した「福祉人材確保指針」においては、経営者、関係団体、国及び地方公共団体が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇改善や社会的評価の向上、質の高い人材の確保に努めることを明記されており、これに沿って各般の取組を進めているところである。

(2) 平成20年度第2次補正予算及び21年度予算案

こうした状況を踏まえ、昨年10月30日の「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）及び12月19日の「生活防衛のための緊急対策」（経済対策閣僚会議決定）に基づき、平成20年度第2次補正予算及び21年度予算案が編成された。

平成21年度の介護報酬改定においては、介護従事者の処遇改善を進める観点から、プラス3%の改定を行うこととし、負担の大きな業務や専門性の高い人材への評価を行うこととされたところである。

これに加えて、平成20年度補正予算では、福祉・介護サービスへの人材の定着と参入を促進するための取組を総合的に支援する福祉・介護人材確保

対策を講ずることとしたので、積極的な取組をお願いしたい。

ア 平成20年度第2次補正予算

(ア) 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

介護福祉士等養成施設においては、著しい定員割れが生じており、福祉・介護分野への若い人材の参入が減少している状況にある。

介護福祉士や社会福祉士は、福祉・介護サービスを担う中核的な人材であることから、現在都道府県が実施している介護福祉士等修学資金貸付制度に加え、都道府県が適当と認める団体がこの制度を行う場合の貸付原資及び貸付事務費を交付するとともに、貸付条件の緩和を図ることにより、介護福祉士等の資格取得を希望する若い人材の就学を促し、質の高い人材の確保・定着を図ることとした。

具体的な貸付条件等は、次のとおりである。

	第2次補正予算による対応	現行制度
予算額案	320億円	セーフティネット事業費補助金の195億円の内数
補助率	10/10(セーフティネット事業費補助金)	1/2(セーフティネット事業費補助金)
実施主体	都道府県が適当と認める団体 (都道府県社協等)	都道府県
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士養成施設(1年課程) ・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士養成施設(1年課程) ・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	月額3.6万円
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から1年以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務に従事し、 ④ 以後7年間当該業務に従事すること
貸付事務費	交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能	なし

(イ) 福祉・介護人材の参入・定着の促進（障害者自立支援対策臨時特例交付金）

福祉・介護分野での人材確保の厳しい状況等を踏まえ、都道府県に造成されている「障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金」を平成23年度まで延長するとともに、新たに4つの対象事業を追加し、福祉・介護人材の参入・定着の取組を推進することとした。

なお、今回の措置は定額補助(10/10)により行うこととしている。

○ 進路選択学生等支援事業

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設に専門員を配置して、高校、中学校等を訪問し、学生・教員等へ福祉・介護の仕事の魅力を伝達し、将来的な福祉・介護の仕事の選択を促すよう相談・助言及び指導等を行うとともに、地域住民に対して福祉・介護に関する意識啓発のための取組を実施することなどにより、福祉・介護の仕事を目指す学生等を支援する。

○ 潜在的有資格者等養成支援事業

福祉・介護サービスに就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就労のための研修や、高齢者、主婦層、地域住民等の福祉・介護分野への参画を進めるための研修等を通じ、新たな人材の参入・参画を促進する。

○ 複数事業所連携事業

福祉・介護サービスを提供する小規模事業所等は、効率性の問題などから求人や広報、研修等を自ら実施することが困難な場合があることから、複数の事業所がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携により人材の確保・育成を図る。

○ 職場体験事業

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進する。

【平成20年度第2次補正予算における関連事業】

- 介護報酬改定による介護従事者の処遇改善 1,154億円（老健局）
平成21年度の介護報酬改定（プラス3%）等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。

○ 介護人材等の緊急確保対策の実施

- ① 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充 320億円（社会・援護局）
② 福祉・介護人材の参入・定着の促進 205億円（社会・援護局）

- ・ 進路選択学生等支援事業
- ・ 潜在的有資格者等養成支援事業
- ・ 複数事業所連携事業
- ・ 職場体験事業

（障害者自立支援対策臨時特例交付金855億円の内数）

- ③ 介護人材確保職場定着支援の拡充（制度要求）（職業安定局）

- ・ 介護人材確保職場定着支援助成金の拡充

介護労働者の確保・定着及び年長フリーター等の雇用情勢の改善を図るため、介護業務未経験者のうち年長フリーター等を雇い入れ、6ヶ月以上定着させた事業主に対して、通常の介護関係業務未経験者を雇い入れた場合よりも助成額を引き上げる。（1年間で50万円→100万円）

- ・ 介護労働者設備等整備モデル奨励金（仮称）の創設

介護労働者の作業負担軽減のため、厚生労働省の認定を受けた導入・運用計画に基づき、事業主が介護補助機器（移動リフト等）を導入した場合に、その導入に係る経費の1/2（上限250万円まで）を助成する。

④ 母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援 1. 3億円

(雇用均等・児童家庭局)

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月) →

修業期間の後半の1/2の期間(上限18か月)

イ 平成21年度予算案

福祉・介護人材確保対策をさらに推進するため、第2次補正予算による対応に加え、21年度予算案において、新規事業として「福祉・介護人材確保緊急支援事業」(補助率1/2)をセーフティネット支援対策事業費補助金により実施することとしたので、積極的な取組をお願いしたい。

○ 福祉・介護人材定着支援事業

人材定着支援アドバイザー(仮称)を配置し、就労して間もない従事者を訪問し、労働環境や人間関係(メンタルヘルスを含む。)などに関する相談を行うとともに、相談結果を踏まえ、事業者への助言等を行うことにより、新規従事者の定着を支援する。

福祉・介護人材定着支援事業実施要領(案)

1 目的

就労して間もない福祉・介護従事者に対し、巡回相談等により個々にフォローアップを行い、業務上の悩み、労働環境、人間関係等に関する相談に応じるとともに、その結果を事業者にフィードバックすることを通じ、福祉・介護分野に従事する者の定着を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、本事業を実施するため、人材定着支援アドバイザーを設置し、以下の事業を実施する。

- (1) 就職して間もない福祉・介護従事者の定着が図られるよう、職場への定期訪問や随時相談により、業務上の悩み、労働環境、人間関係等に関する相談に応じ、適切な助言・指導を行う。
- (2) 訪問、相談等の結果を踏まえ、施設・事業者に対し、労働環境の整備等の定着支援のための助言・指導等を行う。

4 補助率

1 / 2 (セーフティネット支援対策等事業費補助金)

5 実施上の留意事項

- (1) 人材定着支援アドバイザーは、就労して間もない福祉・介護従事者の定着の支援及び施設・事業所に対する助言・指導を行うものであることから、福祉・介護業務に精通し、専門的な知識経験を有する者をアドバイザーとして委嘱する。
- (2) 訪問、相談等の結果を施設・事業所に伝達するため、フォローアップ会議等を開催し、労働環境の改善に係る助言・指導等を実施する。

○ 実習受入施設ステップアップ事業

養成施設等の実習を受け入れる施設のうち、利用者・家族のコミュニケーション支援や多職種協働によるサービス実践など、一定の要件を満たす優良なものが中心となり、他の実習施設とともに、受入施設における実習レベル向上のための講習会等を実施することにより、実

習指導者の資質向上や実習施設間の連携を図る。

実習受入施設ステップアップ事業実施要領（案）

1 目的

介護福祉士等の養成課程における実習は、学習した介護技術等の知識を実際に体験し、その技能を身につけるものであるが、現在、実習施設指導者を養成する講習会は実施されているものの、その後のフォローアップは、それぞれの施設や実習指導者に委ねられている状況にある。

このため、優良な実習施設を中心として、他の実習施設とともに、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上と実習施設間の連携を促進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、本事業を実施するため、一定の要件を満たす優良な実習施設を選定し、当該優良施設を中心に他の実習施設とともに、実習指導のレベル向上と実習施設間の連携向上を図るため、以下の事業を実施する。

- (1) 養成施設等の実習生を受け入れる施設のうち、豊富な実習受入実績、利用者・家族へのコミュニケーション支援、多職種協同によるサービスの実践などを行っている優良な養成施設を選定する。
- (2) 優良な実習施設は、他の実習施設とともに、実習指導のレベル向上を図るための事例報告会、研修会・講習会等を開催する。

(3) 研修会・講習会等をより効果的なものにするため、参加施設からの相談に応じ、必要なアドバイスを行う。

4 補助率

1 / 2 (セーフティネット支援対策等事業費補助金)

5 留意事項

(1) 実習指導のレベル向上を図るための事例報告会、研修会・講習会は、例えば、介護等実習指導の方法に関する研修、介護や実習等に関する実践報告会、最新の施策等に関する研修等、実習施設の実情に応じたテーマを選定し実施する。

また、定期的に意見交換や実習指導者連絡会議等を実施し、実習施設間の連携に努める。

(2) 事例報告会等の参加に要する交通費又は参加に伴う代替職員に係る経費など、単に事業者負担を軽減するような経費は、国庫補助の対象とならない。

【平成21年度予算案における関連事業】

○ 福祉・介護人材確保緊急支援事業（新規）（社会・援護局）

（セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数）

① 福祉・介護人材定着支援事業

② 実習受入施設ステップアップ事業

○ 雇用管理改善に取り組む事業主に対する総合的な支援やハローワークにおける人材確保対策の強化（職業安定局）

① 介護労働者の雇用管理に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実

・ 介護雇用管理改善等対策費 143.8億円

雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介

護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器（移動リフト等）を導入した場合に助成する。

- ・ 雇用管理改善等援助事業 8. 3 億円

介護労働安定センターの各支部において、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する専門的な相談援助等を実施。

- ② 「福祉人材確保重点プロジェクト（仮称）」の推進等による福祉人材確保対策の強化 7. 4 億円

ハローワークに「福祉人材コーナー（仮称）」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

- 離職者訓練の実施規模の拡充（職業能力開発局）

- ① 職場訓練の実施規模の拡充 5 億円

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練について拡充（17, 500人）を図る。

ヘルパー2級訓練（訓練期間3か月）見込み 2, 730人

- ② 安定雇用実現に向けた長期間の訓練の実施 5.1 億円

非正規労働者を対象に、今後雇用の受け皿として期待できる介護分野での安定雇用に向け、新たに長期間の訓練（17, 500人）を実施する。

ヘルパー1級訓練（訓練期間6か月）見込み 6, 000人

介護福祉士訓練（訓練期間2年）見込み 3, 760人

ウ 福祉・介護人材確保対策の周知及び関係機関の連携

（ア）上記のほか、老健局、職業安定局、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局による事業を含め、福祉・介護人材確保対策を総合的に講ずることとしているので（参考資料12参照）、これらの施策が効率的・効果的に実施されるよう特段の配慮をお願いする。また、各都道府県におかれては、別添参考資料を活用し、都道府県福祉・労働・教育部局や都道府県福祉人材センター、介護労働安定センター支部、ハローワーク等の連携の下、管

内の事業者等へ説明会を開催するなど、各事業の実施・活用に向けて周知を図っていただきたい。

(イ) 今回予定している各種事業は、地域の実情を踏まえた総合的な対応が不可欠であることから、都道府県においては、従事者の需給や就業状況を把握した上で、効果的に関連施策が推進されるよう、広域的な視点に立って、市町村、福祉・介護サービス事業者、介護福祉士等養成施設、社会福祉協議会、都道府県福祉人材センター、職能団体、労働関係機関、教育機関等による連携の仕組みを構築し、福祉サイドに限らず、労働・教育施策を含めた総合的な取組が推進されるようお願いしたい。

なお、平成20年度補正予算に係る「福祉・介護人材の参入・定着の促進（障害者自立支援対策臨時特例交付金）」及び平成21年度予算案に係る「福祉・介護人材緊急支援事業」をはじめとする各種事業の円滑な実施を図る観点から、各事業の具体的内容の調整、関係団体との連携方策等に関する協議の場として、「企画委員会（仮称）」の運営に係る経費を「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（平成21年度セーフティネット支援対策等事業費補助金）において予算措置しているので、積極的な活用をお願いしたい。

(ウ) 総合的な福祉・介護人材確保対策を講じることの趣旨について、管内の市区町村、関係団体、住民等に対しても幅広い周知をお願いしたい。（1
（2）クの「介護の日」の設定について参照）

(エ) 今後、都道府県及び関係団体による連携等の取組事例を収集し、情報提供していくことを考えており、別途依頼することとしているので、ご協力をお願いしたい。

エ 都道府県福祉人材センターにおける取組

(ア) 福祉人材確保重点事業の推進

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクは、福祉・介護分野への無料職業紹介や人材確保に向けた各種研修など、「福祉人材確保重点事業」

(セーフティネット支援対策等事業費補助金)を通じ、従来より福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

前述のとおり、現下の厳しい状況に緊急に対応するため、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度予算案により、福祉・介護人材確保に係る都道府県事業を新たに創設することとしたところであり、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、これを踏まえ、従来の施策を継続しつつ、新たな課題に対応していくことが重要である。

人材確保指針では、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクに期待される役割として、

- ① 潜在的有資格者、福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者等に対する就職説明会の実施等を通じて、関心を喚起し、福祉・介護サービス分野への再就業を働きかけること
- ② 潜在的有資格者や福祉・介護サービス分野への就業を希望する者に対して関係団体等や公共職業安定所等との十分な連携による無料職業紹介等の実施や再教育等を通じて、就業の支援に取り組むこと
- ③ 将来にわたって安定的に仕事ができるよう、相談体制を整備するなど定着の支援に取り組むこと

などが規定されており、都道府県の事業を実施する際には、これを踏まえて役割分担を適切に行い、効果的な取組をお願いしたい。

なお、障害者自立支援対策臨時特例交付金は、国が別途定める国庫負担(補助)制度により現に経費の一部を負担し又は補助している事業は対象としない取扱いとなっており、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクによる事業の組み立てに当たっては、この点に留意されたい。

(イ) ハローワークとの連携

平成19年5月31日付け社援発第0531003号「福祉人材センター等と福祉重点ハローワーク等との効果的な連携のあり方について」(平成20年5月26日一部改正)において、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策についてお示ししているところである。

今年度の状況をみると、福祉人材センターの約75%が就職説明会等を共催し、また約9割が、ハローワークに対し福祉人材センターによる事業の周知・広報依頼を行っている。

一方、福祉人材センター等とハローワークで所有している求職者情報の情報交換は5割を下回っており、相互の情報を活用した就職斡旋や求人・求職者情報の分析が十分に行われていない状況が見受けられる。

求人者・求職者の視点に立ち、両組織のいずれからでも適切な情報を得ることができるよう、例えば、求人情報の共有についてホームページのリンク機能を活用するなど、情報の相互乗入れについて検討をお願いしたい。

また、福祉人材センターは福祉・介護分野に特化した情報・知見を豊富に有し、他方、ハローワークでは幅広く求人・求職に関する情報が集約されるなど、それぞれの機関が独自の特性を有していることから、これを活かすことができるよう、相互の人材活用、事業の共同実施など、さらに連携の強化に取り組んでいただきたい。

「福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況」詳細は参考資料2参照

	行っている	行っていない
就職説明会等の共催等	74.5%	25.5%
ハローワークへの求職者情報の提供	31.9%	68.1%

なお、来年度においては、福祉重点ハローワークを中心に各都道府県の主なハローワーク内に「福祉人材コーナー」を設置し、関係機関との連携によるきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施する体制の強化を図ることとしている。今後、福祉・介護人材の確保に向けて、地域事情に応じた情報共有やハローワークとの連絡体制等を工夫し、一層連携が密になるよう、取組を進めていただきたい。

オ 福利厚生センターによる福利厚生事業

中小規模の事業者が多い社会福祉事業において魅力ある職場づくりを進めるためには、共同によるスケールメリットを活かして従事者の福利厚生の充実を図ることも重要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図る」ことを目的として厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、社会福祉法人だけでなく、株式会社、NPO法人など社会福祉事業を営む経営者が同センターと契約することにより、職員が会員として登録され、健康、生活、余暇、啓発など多様な福利厚生サービスを利用できるとされている。現在、生活習慣病予防検診費の助成、結婚・出産・入学祝い品や資格取得・永年勤続記念品の贈呈、弔慰金・見舞金の給付、会員制スポーツクラブ・リゾート施設の利用、地域における会員交流事業等45種類のサービスが提供されている。

福利厚生センターによる福利厚生事業は、事業規模にかかわらず、全国共通のサービスを受けることができるなど、個々の社会福祉事業者では成し得ないサービスを全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限活かすことにより、より安価に利用できるものとなっており、また今後は、既存のサービスメニューを見直し、事業の魅力向上と一層の効率化に鋭意取り組むこととされている。

については、福利厚生事業の活用方について、各種説明会等を通じた周知の一層のご協力をお願いしたい。（加入状況、地方事務局一覧、サービスメニュー一覧は参考資料3～5参照）

カ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、国から委託を受けて、指導的社会福祉従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）を設置している。また、この他に社会福祉主事養成課程等を通信教育科として設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年、長期履修制度の場合2年）
- 大学院 社会福祉学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年）
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年）
社会福祉士養成課程（1年7月）
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月）
精神保健福祉士短期養成課程（9月）

〔問い合わせ先〕 日本社会事業大学 総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

(ア) 福祉専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象として幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成するために設置されている専門職大学院においては、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成に力を入れている。これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（1名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているので、各都道府県等においては、職員の派遣を含めた活用方策について検討願いたい。なお、派遣院生は宿舍の利用も可能である。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※平成21年度より、現職者には2年間の長期履修制度を導入

※専門職修士の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

(イ) 社会福祉事業従事者に対するスキルアップ講座及び福祉経営塾

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上を図るため、中堅職員向けの「スキルアップ講座」を実施している。

また、平成20年度からは、福祉経営に携わる職員向けに、総合的に経営のノウハウを学ぶことのできる「福祉経営塾」や、福祉事務所や児童相談所等の福祉行政機関職員向けに、処遇困難事例の対応策を学ぶことのできる「福祉マイスター道場」を実施している。

いずれの講座も、都心にある文京区茗荷谷キャンパスを中心に使用し、本専門職大学院の教員が中心となり実施することとしているので、各都道府県におけるリーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知をお願いしたい。(詳細は別途お示しする予定)

キ 社会福祉事業従事者に対する研修等

福祉・介護サービス従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」の一環として、平成21年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修を、中央福祉学院(ロフォス湘南)及び国立保健医療科学院において実施することとしている。

(ア) 中央福祉学院

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程や、社会福祉法人経営者・社会福祉施設指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成21年度は以下の研修を開催することとしている。

- 中央福祉学院における主な研修事業等
- ・ 社会福祉主事資格認定通信教育課程 2, 000人
 - ・ 社会福祉施設長資格認定通信教育課程 300人
 - ・ 社会福祉法人経営者研修課程 400人
 - ・ 社会福祉施設長サービス管理研修課程 1, 000人
 - ・ 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程 80人
 - ・ 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程 80人
 - ・ 児童福祉司資格認定通信課程 200人
 - ・ 社会福祉施設指導職員特別研修課程 240人
 - ・ 「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程 50人

※詳細は別添参考資料を参照

〔問い合わせ先〕 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

T E L 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。

なお、平成21年度の研修の詳細については、後日、研修要綱を発送する予定である。

(イ) 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成21年度は以下の研修を開催することとしている。